

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

| No | 総合 戦略 事業 | 事務事業名 | 事業の概要 (令和6~7年度) | 事業の成果 (令和6年度) | 施策への貢献度 (実績) | 今後の課題・方向性 | 部局名 | 課名 | 関連事業 (決算事業別 概要ページ) |
|----|----------------|---------|--|--|---|--|-------|---------|--------------------------|
| 1 | | 消費生活対策費 | 消費生活に関するトラブルや消費者被害等の相談窓口として、消費生活センターの周知及び相談体制の充実を図るとともに、市民の消費者トラブルや被害の未然防止を図るため、出前講座や講演会の開催をはじめとした啓発活動を実施する。 | 消費生活センターの周知及び相談体制の充実 ・県全体で受け付けた市民からの消費生活相談件数のうち、市消費生活センターで受け付けた割合 68.1% 消費者教育・啓発事業の実施 ・地域での出前講座、公共施設での啓発パネル展等の啓発活動の実施回数 79回 | 市民から消費者トラブルに関する相談を受け付け、専門の相談員が問題解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行うことで、市民の安全・安心な消費生活に寄与することができた。また、出前講座や啓発パネル展など消費者教育・啓発の取組により、自立した消費者となるための学びの機会を創出した。 | 消費者教育・啓発事業については、鳥取市消費生活プランに基づき、効果的な事業の実施方法を検討しながら、継続して取り組んでいく。また、身近な相談窓口として、市民へ消費生活センターの認知度向上を図るため、啓発、広報など、鳥取市消費生活センターの周知に努めていく。 | 市民生活部 | 市民総合相談課 | 91 |